

見守り情報

6月号

最新の消費者トラブル事例や対策、特殊詐欺の被害者にならないための情報を発信します。

「強引な勧誘で契約させられた？」
「不審な電話がきた！」など、
一人で悩まず相談しましょう！

相談先は
こちら

▶ 消費生活相談窓口 環境生活課町民生活係
☎ 23-3209 (8; 45~17:15)
☎ 188 (消費者ホットダイヤル全国共通)

点検商法（訪問販売）に 注意しましょう！

「近所で工事をしている」「無料で点検します」と突然訪問し、「このままでは危険」と不安をあおり、不要な修理や高額な契約をさせる悪質な手口です。屋根・外壁・床下・水回りなどがよく狙われる場所になります。

事例 近所の屋根工事のついでに点検します

ご挨拶代わりに「無料で屋根を点検します」と言われ見せられ、「板金が浮いている」と写真を見せられた。「このままだと雨漏りがする」「早急に修理が必要」と長時間勧誘され、断り切れず高額な工事の契約をしてしまった。冷静に考えると慌てて契約する必要はなかった。

本当に自宅の屋根の写真

だったのか疑わしい。



対策

落ち着いて対応しましょう

- ☑ インターホンで対応
インターホンで対応し、きっぱり断りましょう。
 - ☑ その場で契約しない
不安をあおる言葉に惑わされず、複数の業者から見積もりを取りましょう。
 - ☑ 「保険利用で自己負担なく家の修理」は要注意
嘘の申請で保険金を請求すると詐欺に加担することになります。
 - ☑ 1人で決めず相談する
親族や消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 無料点検は、その後の勧誘が目的です。
 - 強引な訪問勧誘で契約した場合、クーリング・オフ制度を利用できる可能性があります。
(クーリング・オフには期限があります。お問い合わせください)

ちょっとタメになるトピックス



還付金詐欺の予兆電話！役場介護保険係を騙る

かた

ある日「役場の〇〇です。介護保険料を間違えてしまい、払い戻します」「青い封筒は届いていませんか」と電話があった。すぐに詐欺電話だと気づき「役場に出向いて手続きします」と電話を切り、役場に確認したところ、そのような事実はなく職員もいないことがわかった。

お金が戻ると言われても、一度電話を切り、消費生活相談窓口にご相談を！